

農林水産省令第 号

景観法（平成十六年法律第百十号）第五十五条第四項において準用する農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第十二条第二項（同法第十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、及び同法を実施するため、景観農業振興地域整備計画に関する省令を次のように定める。

平成十六年 月 日

農林水産大臣 島村 宜伸

景観農業振興地域整備計画に関する省令

（景観農業振興地域整備計画の策定又は変更）

第一条 市町村が景観法（以下「法」という。）第五十五条第一項の規定により景観農業振興地域整備計画を定めようとするときは、当該市町村の長は、農業委員会の意見を聴くものとする。

2 前項の規定は、法第五十五条第四項において準用する農業振興地域の整備に関する法律第十三条第一項の規定により市町村が行う景観農業振興地域整備計画の変更（景観法施行令（平成十六年政令第 号）第十七条に規定する軽微な変更）に該当するものを除く。）について準用する。

第二条 市町村は、法第五十五条第一項の規定により景観農業振興地域整備計画を定めようとする場合において、同条第二項第一号の区域を定めようとするときは、字、小字及び地番、一定の地物、施設、工作物又はこれらからの距離及び方向、平面図等により、当該区域が明らかになるように定めなければならない。法第五十五条第四項において準用する農業振興地域の整備に関する法律第十三条第一項の規定によりこれを変更しようとするときも、同様とする。

(景観農業振興地域整備計画書の縦覧)

第三条 法第五十五条第四項において準用する農業振興地域の整備に関する法律第十二条第二項(同法第十三条第四項において準用する場合を含む。)の規定により縦覧に供する景観農業振興地域整備計画書又はその写しは、当該市町村の主たる事務所に常時備え付けておかなければならない。

#### 附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、法の施行の日(平成十六年十二月十七日)から施行する。

(農地法施行規則の一部改正)

第二条 農地法施行規則（昭和二十七年農林省令第七十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 権利を取得しようとする者が景観法（平成十六年法律第百十号）第九十二条第一項に規定する景観整備機構である場合には、同法第五十六条第二項の規定により市町村長の指定を受けたことを証する

書面

第四十一条第二項第一号中「第八号」を「第九号」に改める。